

訪問介護の基本報酬引下げを直ちに撤回し、
再改定することを求める意見書について

訪問介護の基本報酬引下げを直ちに撤回し、再改定することを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年6月21日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

訪問介護の基本報酬引下げを直ちに撤回し、
再改定することを求める意見書

令和6年度介護報酬は、全体で1.59パーセント引き上げられることとなった。しかし、訪問介護の基本報酬については、食事介助、おむつ交換などの身体介護も、掃除、買物、調理などの生活援助も、2パーセントから3パーセント程度引き下げられた。

訪問介護事業者は、ただでさえ深刻な人手不足によって倒産や廃業が相次ぎ、追い詰められている。事業者や家族介護者からは、これではもう訪問介護事業が成り立たない、利用者に日々寄り添い重度化を防ぐ訪問介護員の重要性が分かっていないなどといった強い不安や抗議の声が生じている。訪問介護事業が成り立たなければ、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことは不可能になる。在宅介護の終わりの始まり、介護保険制度崩壊の第一歩という声上がるのも当然である。

よって、国においては、令和6年度介護報酬改定における訪問介護の基本報酬引下げを直ちに撤回し、再改定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会